

岐阜県介護テクノロジー定着支援事業費補助金 Q&A

目次

(全事業共通) 補助金申請手続きについて	1
補助対象事業所	1
1. 補助対象となる事業所はどんな事業所か。	1
2. 介護保険法に基づく指定又は許可はいつの時点で受けている必要があるか。	1
3. 同一敷地内に介護老人福祉施設と通所介護が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。	1
4. 「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない、「有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」と同一建物にある「訪問系サービス（訪問介護・訪問看護等）」で、見守り等の機器を購入し、前述の施設に据え置いて使用することは可能か。また、「サービス付き高齢者向け住宅」に併設している訪問介護事業所が、入居者に訪問介護を行うにあたり、記録業務を行うために、「サービス付き高齢者向け住宅」に Wi-Fi 設置を行う費用は対象となるか。	1
申請手続き	2
5. 申請は、法人単位、事業所単位のどちらで行えばよいのか。	2
6. 各種提出書類に押印は必要か。	2
7. いつから購入・契約をしてよいのか。	2
8. 各事業は併用可能か。	2
9. 他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。	3
10. 過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」又は「岐阜県介護事業所における ICT 導入事業費補助金」「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」の交付を受けた場合であっても申請できるか。	4
11. 交付申請は先着順か。	5
12. 追加募集はあるか。	5

添付書類.....	6
13. 交付申請書に添付する見積書は、募集開始前に取った見積書でもよいか。	6
14. 見積書等で、まとめ値引きがされているがよいか。	6
補助要件（交付要綱第5条関係）	6
15. 業務改善計画の作成や取組の実施にあたって、岐阜県介護生産性向上総合相談センターに相談することは必要か。また、どのような相談をした場合に補助要件を満たしたことになるのか。	6
16. 岐阜県介護生産性向上総合相談センターはどこにあるか。	6
17. 「業務改善効果報告」はどのような内容か。	7
18. 「職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること」とあるが、想定している周知の方法はあるか。	7
19. 「SECURITY ACTION」について、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合、どのように申し込めばよいか。	7
20. 補助要件について、「SECURITY ACTION」 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること」とあるが、詳細な条件を教えてほしい。また、宣言するために必要な手続や留意事項について教えて欲しい。	7
21. 導入に当たって「導入支援と一体的に行う業務改善支援事業」を受けけることは必須か。また、どのような支援を受けた場合、補助要件を満たしたことになるのか。	7
22. 「科学的介護情報システム（以下 LIFE）」の利用申請は必須か。	8
23. 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること」とあるが、いつまでに設置する必要があるか。また、どのように確認するのか。	8
24. 「ケアプランデータ連携システム」について、「利用を開始すること」となっているが、どのように確認するのか。また、データ連携実績はなくてもよいのか。	8
25. 「ケアプランデータ連携システム」と同等の機能とセキュリティを有するシステムを導入する場合（導入している場合）であれば、「利用を開始すること」は達成したこととみなされるか。	8
26. 「居宅療養管理指導」も「ケアプランデータ連携システム」の「利用を開始すること」が要件であるか。	8

補助対象経費の算出方法等	9
27. 補助対象期間はいつからいつまでか。	9
28. 消費税及び地方消費税は対象となるか。	9
29. 法人としてまとめて契約・購入等する場合各施設の事業費をどのよう に算出すればよいか。	9
30. 介護テクノロジー等の購入形態による補助をどのように考えるか。 ..	9
31. リース契約の期間を3年未満に設定することは可能か。	9
32. リースの場合、いつまでのリース料等が対象となるのか。	9
交付決定後	10
33. 通常、契約書を作成していないがどうすればよいか。	10
34. 交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた 場合、購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加購入し たりしてもよいか。	10
35. 製造業者の都合で補助対象期間内に納品できない場合、補助金を受 けることはできるのか。	10
(1)「介護テクノロジー等の導入支援」について	11
申請可否	11
36. 導入する介護テクノロジー等の数に制限はあるのか。	11
37. 既に導入している機器と同一機器の台数を増やす場合は、申請可能 か。	11
38. 既に保有する補助対象分野の介護テクノロジーを同種の最新機器に 更新する場合は、申請可能か。	11
39. 導入を検討している機器が補助対象に該当するか分からない。	11
補助対象	11
40. 導入予定の介護テクノロジーで、部品などを定期的に交換しなけれ ばならないものがあるが、そのような消耗品は補助対象となる か。	12
41. パソコンやタブレット、スマートフォン等の情報端末は補助対象に 含めてよいか。	12
42. タブレット端末を購入する際に、付属品（タッチペン、ケース、画 面保護フィルム等）は対象となるか。	12

43.	防犯（監視）カメラは補助対象になるか。	12
44.	ナースコールは補助対象になるか。	12
45.	体位変換器機は補助対象になるか。	13
46.	一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる場合は対象となるか。	13
47.	既に一気通貫となっている介護ソフトを利用しており、さらなる一気通貫のために介護ソフトを購入する場合（各種機能追加により、業務が更に省力化される場合等）は対象となるか。	13
48.	介護ソフトの基準額について、「職員数により合計金額が変動する契約の場合」とは具体的にどのようなケースを想定しているか。 ...	13
49.	「介護ソフトの機能調査結果」はどこで確認できるか。	13
50.	タブレットや Wi-Fi の整備費用などの、介護ソフト以外の経費のみの申請はできるか。	13
51.	「LIFE」に対応するための介護ソフトの改修のみの申請も対象となるか。	13
52.	補助基準額の職員数とは、どこまでの職員を対象とするのか。また、確認書類として何を提出すればよいのか。	14

（２）「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」について 14

53.	パッケージ型導入支援の対象はどういうものか。	14
54.	過去に導入した介護ソフトと連動する見守り機器はパッケージ型導入支援の補助対象となるか。	14

（３）「導入支援と一体的に行う業務改善支援」について 14

55.	業務改善支援に係る経費についてのみ申請してよいのか。	14
56.	どのような支援が補助対象となるか。	14
57.	機器の導入にあたっての説明や研修は補助対象となるか。	15
58.	相談や研修を受ける際の（受講者の）交通費等は対象となるか。 ...	15

(全事業共通) 補助金申請手続きについて

補助対象事業所

1. 補助対象となる事業所はどんな事業所か。

岐阜県内で介護保険法上の指定又は許可を受けている（事業所番号が付与されている）事業所並びに老人福祉法に基づく岐阜県内の養護老人ホーム及び軽費老人ホームが対象となります。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合は対象となります。

2. 介護保険法に基づく指定又は許可はいつの時点で受けている必要があるか。

交付申請時点で介護保険法に基づく指定又は許可を受けている（事業所番号が付与されている）必要があります。そのため、年度内に開業予定であっても、交付申請時に指定を受けていない場合は対象外となります。

3. 同一敷地内に介護老人福祉施設と通所介護が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。

指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所として計算してください。

特定の事業所のみで活用されるといった、2事業所に対して補助を行った目的に反するような活用とならないようご注意ください。

4. 「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない、「有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」と同一建物にある「訪問系サービス（訪問介護・訪問看護等）」で、見守り等の機器を購入し、前述の施設に据え置いて使用することは可能か。また、「サービス付き高齢者向け住宅」に併設している訪問介護事業所が、入居者に訪問介護を行うにあたり、記録業務を行うために、「サービス付き高齢者向け住宅」にWi-Fi設置を行う費用は対象となるか。

できません。補助対象事業所は「岐阜県内で介護保険法上の指定又は許可を受けている事業所並びに老人福祉法に基づく岐阜県内の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム」と限定しているため、「サービス付き高齢者向け住宅」で機器等を使用、設置を希望する場合は、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていることが必要です。

また、補助対象となる「訪問系サービス」の事業所で機器等を申請する場合は、対象の事業所内で機器等を保管・管理する必要があるため、訪問時に持っていくことができない機器や、指定を受けていない「サービス付き高齢者向け住宅」に据え置く機器や、施設のWi-Fi環境を整備する経費については、補助対象外となります。

申請手続き

5. 申請は、法人単位、事業所単位のどちらで行えばよいか。

申請は、法人単位で実施してください。

ただし、別紙 1, 2 は事業所ごとに作成してください。

なお、実績報告についても同様です。

<申請書様式>

- ・ 法人単位で記入：申請書鏡（別記第 1 号様式）
- ・ 事業所単位で記入：別紙 1, 別紙 2

6. 各種提出書類に押印は必要か。

不要です。

7. いつから購入・契約をしてよいのか。

交付決定日から、入札や購入・契約等をしていただいて構いません。

なお、交付決定前に契約・発注したもの及び令和 8 年 2 月 27 日を越えての納品・導入・整備・支払を行ったものは補助対象となりませんので、ご注意願います。

8. 各事業は併用可能か。

併用可能です。申請する事業枠は、事業所ごとに、導入するテクノロジー機器の種類及び導入方法（組合せの有無）に応じて選択してください。

1 「介護テクノロジー等の導入支援」

（1）重点分野に該当する介護テクノロジー、（2）その他の機器等を導入する場合

（1）重点分野に該当する介護テクノロジー

- ① 移乗支援（装着、非装着）
- ② 移動支援（屋外、屋内、装着）
- ③ 排泄支援（排泄予測・検知、排泄物処理、動作支援）
- ④ 入浴支援
- ⑤ 見守り・コミュニケーション（見守り（施設、在宅）、コミュニケーション）
- ⑥ 介護業務支援
- ⑦ 機能訓練支援
- ⑧ 食事・栄養管理支援
- ⑨ 認知症生活支援・認知症ケア支援

※同一の目的のために導入する複数の機種への補助は認めないため、1 分野につき 1 機種限りとなります。

（2）その他の機器等

- ① 床走行式リフト
- ② 一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能を備えた配膳車や配膳ロボット

③ 訪問介護事業所で使用するスライディングボード
④ インカム
⑤ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理）
⑥ バイタル測定が可能なウェアラブル端末
2 「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」 重点分野に該当する介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する下記の場合
「介護業務支援」に該当する機器と「見守り・コミュニケーション」に該当する機器を同時に導入する場合 例：一気通貫の介護ソフトと見守りセンサーを導入する場合
「介護業務支援」に該当する複数の機器を導入する場合 例：インカムアプリとヘッドセットを導入する場合 （インカムは「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会提供）以下「TAIS」という。）で「介護テクノロジー」として選定されたものに限る。）
介護記録ソフトと介護請求ソフトを導入する場合
3 「導入支援と一体的に行う業務改善支援」
上記2事業のいずれかにより介護テクノロジー等を導入する場合

<留意事項>

- 上記以外にもタブレット端末や PC、Wi-Fi 環境整備、設置費、設置に必要な工事費（修繕費は除く）、設定費、機器説明費、保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費）についても対象となりますが、「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等を導入される場合のみ、付帯経費として計上していただくことが可能です。
- バックオフィスソフト等、その他に分類される機器（重点分野に該当しない機器）のみを導入する場合は、付帯経費を計上することはできません。
- 「3 導入支援と一体的に行う業務改善支援」は、「1 介護テクノロジー等の導入支援」又は「2 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」と併用する場合のみ申請可能であり、単独での申請はできません。
- 同一の目的のために導入する複数の機種への補助は認めないため、見守り機器については、介護テクノロジー等の導入支援または介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援のどちらか一つを選択してください。

9. 他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。

できません。国、都道府県その他公的機関が実施する類似の補助金等の公的事業によ

る補助を受けているもの及び受ける予定となっているものについては、本補助金の交付対象外となります。

10. 過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」又は「岐阜県介護事業所における ICT 導入事業費補助金」「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」の交付を受けた場合であっても申請できるか。

下記の場合を除き、申請可能です。

- 過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」、「岐阜県介護テクノロジー定着支援事業費補助金」の交付を受け、「介護テクノロジー等（R6 年度までは介護ロボット）」の補助上限台数に達している場合
- 過去に「岐阜県介護テクノロジー定着支援事業費補助金」の交付を受け、「その他の機器等」の補助上限台数に達している場合

補助上限に達している機器の申請はできません。介護テクノロジーの重点分野に該当するテクノロジー等とその他の機器等の補助台数は別でカウントします。

過去の補助実績が不明の場合は、お問い合わせください。

※昨年度までは ICT の補助について、1 事業所につき原則 1 回という制限がありましたが、今年度は介護ソフトを導入する場合に過去の補助受給額は関係ございません。

<具体例>

～参考：補助上限の考え方（交付要綱別表【留意事項】）～

【介護テクノロジー等】	
■補助上限台数の考え方	■当該年度申請可能台数の考え方
・ 1 事業所の補助上限台数：利用定員数 ・ 各年度補助上限台数：利用定員数/5	(1),(2)のいずれか少ない数 (1)（1 事業所の補助上限台数）－（導入済み台数） (2)各年度補助上限台数

○利用定員数 30 人の事業所を例とする。

A 過去に補助を受けたが、今年度申請できるケース

補助実績：【介護ロボット】R6 5 台 【その他の機器】R6 2 台

【介護テクノロジー】

(1) $30 - 5 = 25$ 台, (2) $30/5 = 6$ 台→当該年度申請可能台数=6 台…○

【その他の機器等】

(1) $30 - 2 = 28$ 台, (2) $30/5 = 6$ 台→当該年度申請可能台数=6 台…○

B 過去に補助を受け、以降申請できないケース

補助実績：【介護ロボット】R2～6 合計 30 台

【介護テクノロジー】

(1) $30 - 30 = 0$ 台, (2) $30/5 = 6$ 台→当該年度申請可能台数=0 台…×

11. 交付申請は先着順か。

先着順ではありません。期限までに提出があった事業者を交付対象事業者としますが、補助交付額が予算額を上回る場合は、下記の対応などを行います。

① 下記の観点などから優先採択を行う場合があります。

- ・ 「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」の認定事業者又は取組宣言事業者を優先採択
- ・ 過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」又は「岐阜県介護事業所における ICT 導入事業費補助金」「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」を利用したことがない事業者を優先採択

② 交付申請書の内容を審査し、補助台数等の調整、補助金額の減額を行う場合があります。

12. 追加募集はあるか。

現時点では、実施予定はありません。

添付書類

13. 交付申請書に添付する見積書は、募集開始前に取った見積書でもよい。

交付申請日が、見積書の有効期限内であれば構いません。

14. 見積書等で、まとめ値引きがされているがよい。

全てが補助対象であればそのままですが、補助対象外の項目が含まれている場合、どこに値引きがかかるかわからず、補助対象経費を求めることが難しくなりますので、どの項目でいくら値引きされるかわかる状態の見積書を作成してもらってください。

なお、見積書だけでなく、契約書や請求書についても同様です。

補助要件（交付要綱第5条関係）

15. 業務改善計画の作成や取組の実施にあたって、岐阜県介護生産性向上総合相談センターに相談することは必要か。また、どのような相談をした場合に補助要件を満たしたことになるのか。

要綱第5条第3号イに定める通り、本補助金の交付を受ける方は岐阜県介護生産性向上総合相談センターに（[Q16](#) 参照）機器の選定等について相談してください。特に相談事項がない場合は、介護生産性向上総合相談センターへの業務改善計画様式（別紙2）の提出をもって、交付要綱第5条第3号イの要件を満たすこととします。（業務改善計画様式（別紙2）は岐阜県介護生産性向上総合相談センターと県に一部ずつ提出してください。）

岐阜県介護生産性向上総合相談センターへの提出先

メール：Seisansei21@kaigo-center.or.jp

16. 岐阜県介護生産性向上総合相談センターはどこにあるか。

連絡先は下記のとおりです。

○設置場所

（公財）介護労働安定センター岐阜支部 内（委託業者）
（岐阜市金園町1丁目3番地3 クリスタルビル2階）

○開所日時等

月～金（年末年始・祝祭日を除く） 午前9時～午後5時

電話番号：058-201-3288

FAX：058-264-6848

メール：Seisansei21@kaigo-center.or.jp

ウェブサイト：<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gifu/info/2024/14300>

17. 「業務改善効果報告」はどのような内容か。

導入年度の内容を導入翌年度から3年間、厚生労働省へ報告していただく必要があります。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、厚生労働省より別途通知がくる予定であり、現時点では未定です。

18. 「職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること」とあるが、想定している周知の方法はあるか。

特に周知方法等について定めはありません。

19. 「SECURITY ACTION」について、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合、どのように申し込めばよいか。

事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個人事業主」の区分を選択して、以下の2パターンのどちらかで申し込んでください。

<パターン1> 事業所・施設が所属する法人名を登録しておきたい場合

代表者名（姓）：事業所・施設が所属する法人名

代表者名（名）：事業所・施設の名称

屋号：（記入しない）

<パターン2> 事業所・施設の代表者名を登録しておきたい場合

代表者名（姓）：事業所・施設の代表者の姓

代表者名（名）：事業所・施設の代表者の名

屋号：事業所・施設の名称

20. 補助要件について、「「SECURITY ACTION」対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること」とあるが、詳細な条件を教えてください。また、宣言するために必要な手続や留意事項について教えてください。

「SECURITY ACTION」は、中小企業、個人事業主及び中小企業と同等規模の団体等（社会福祉法人、医療法人等も含む）が主な対象となっているため、これらに該当しない企業等については、例外的に、SECURITY ACTION と同等の対策を講じていることを業務改善計画様式（別紙2）の中で宣言することで、要件を満たすこととします。同等の対策の解釈について、詳細な条件は「SECURITY ACTION」のHPをご覧ください。当該HPの「一つ星を宣言する」「二つ星を宣言する」に条件が記載されています。

21. 導入に当たって「導入支援と一体的に行う業務改善支援事業」を受けることは必須か。また、どのような支援を受けた場合、補助要件を満たしたことになるのか。

要綱第5条第3号キに定めるとおり、本補助金の交付を受けるには、上記支援を受けることが必須要件となっていますが、有償の支援であるか、無償の支援であるかは問いません。無償の研修は下記のとおりです。

【研修】

- ・ 岐阜県介護生産性向上総合相談センター主催の生産性向上研修会
(R7.9.18 (木)、R7.12.5 (金))

この研修を受講する場合でも、第5条第3号イに定めるとおり、岐阜県介護生産性向上総合相談センターに相談をしてください。(Q15 参照)

なお、上記研修以外の支援を受ける場合は内容を確認し、要件達成について個別に判断します。また、有償の支援の場合、費用について補助対象とすることができますが、交付決定前に受けた場合の費用は補助対象とならないこと (Q7 参照)、申請状況等により採択されない場合があること (Q11 参照)、業務改善支援事業のみでは申請できないこと (Q54 参照) にご注意ください。(詳細は「(3)「導入支援と一体的に行う業務改善支援」について」参照)。

22. 「科学的介護情報システム (以下 LIFE)」の利用申請は必須か。

実績報告時までに LIFE の利用申請を行っていただく必要があります。データ提供は必須ではありませんが、情報収集への協力が補助要件となっておりますので、積極的に LIFE を利用してデータ提供を行ってください。

23. 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 (名称は問わない。) を設置すること」とあるが、いつまでに設置する必要があるか。また、どのように確認するのか。

実績報告時までに設置してください。また、設置したことの証明として当委員会の設置規定をご提出いただきます。

24. 「ケアプランデータ連携システム」について、「利用を開始すること」となっているが、どのように確認するのか。また、データ連携実績はなくてもよいのか。

実績報告時に、「ケアプランデータ連携システム」のログイン画面のスクリーンショットを提出いただくことで、利用開始を確認することを想定しております。また、5事業所以上と連携している場合はそのことがわかる書類を提出していただきます。

また、データ連携実績がなくても利用開始していれば要件を満たしたことになります。

25. 「ケアプランデータ連携システム」と同等の機能とセキュリティを有するシステムを導入する場合 (導入している場合) であれば、「利用を開始すること」は達成したものとみなされるか。

令和7年度においては、該当する介護ソフトを導入していても、別途「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始していただく必要があります。本年度についてはフリーパスキャンペーンをご活用ください。

26. 「居宅療養管理指導」も「ケアプランデータ連携システム」の「利用を開始すること」が要件であるか。

居宅療養管理指導については、ケアマネジャーによる給付管理サービスの対象外で

あり、サービス利用票を送付することがないため、「ケアプランデータ連携システム」を日常的に利用するケースが想定されません。そのため、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限り、「ケアプランデータ連携システム」を使用することを補助要件とします。

補助対象経費の算出方法等

27. 補助対象期間はいつからいつまでか。

交付決定日から令和8年2月27日までとなります。

28. 消費税及び地方消費税は対象となるか。

対象外です。

29. 法人としてまとめて契約・購入等する場合各施設の事業費をどのように算出すればよいか。

各事業所の費用を明確に分けられない場合は、総事業費を各事業所に導入する機器の台数などの合理的な基礎で按分した額を1事業所あたりの申請額としてください。

○タブレットなど分別可能な費用：各事業所に配置する台数分を計上

○共通経費など分別できない費用：機器の配置台数など合理的な基礎で按分し計上

30. 介護テクノロジー等の購入形態による補助をどのように考えるか。

介護テクノロジー等の補助対象経費の考え方は以下のとおりです。

- ・ 使用权の期限がないもの…全額
- ・ 支払いが月額払いのもの…当該年度分（交付決定日から令和8年2月27日まで）
- ・ 支払いが年額払いのもの…1年分
- ・ 複数年の使用权契約のもの…当該年度に全額支払った場合は全額補助対象

※いずれも場合も、令和8年2月27日までに支払いを完了させてください。

31. リース契約の期間を3年未満に設定することは可能か。

可能です。

32. リースの場合、いつまでのリース料等が対象となるのか。

リースの場合には、一定期間ごとにリース料等を支払うことが想定されますが、補助金申請年度の令和8年2月27日までの経費が対象となります。必要に応じて月割して経費を算出してください。

交付決定後

33. 通常、契約書を作成していないがどうすればよいか。

実績報告時に、事業を実施した証明書類として、契約書等の提出は必須です。

契約書の代わりとして発注書・発注請書等も可能ですが、いずれの場合にも、契約があったことを証明する書類が必要ですので、機器の購入については必ず書面でのやりとりを残しておいてください。

なお提出が困難な場合は、補助対象外となる可能性があることを申し添えます。

34. 交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加購入したりしてもよいか。

交付決定額との差額が生じても、台数を増やしたり、別のものを購入したりすることはできません。

35. 製造業者の都合で補助対象期間内に納品できない場合、補助金を受けることはできるのか。

補助対象期間内に納品・支払できない場合は、本補助金を受けることはできません。
令和8年2月27日を過ぎた納品・支払は例外なく補助対象外とします。

(1)「介護テクノロジー等の導入支援」について

申請可否

36. 導入する介護テクノロジー等の数に制限はあるのか。

1 事業所当たりの補助上限台数は、事業所の利用定員とします。なお、利用定員数のないサービスは、1 日の利用限度人数とみなします。

また、各年度の申請上限台数は利用定員を 5 で除した数（小数点以下切り捨て）となります。

37. 既に導入している機器と同一機器の台数を増やす場合は、申請可能か。

可能です。業務改善計画を策定していただき、補助要件を満たせば補助対象となります。

38. 既に保有する補助対象分野の介護テクノロジーを同種の最新機器に更新する場合は、申請可能か。

単純に「更新する」という理由のみでは対象となりません。ただし、新たに業務改善計画を策定していただき、補助要件を満たせば補助の対象となります。

39. 導入を検討している機器が補助対象に該当するか分からない。

【介護テクノロジーについて】

・経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義にあてはまる介護テクノロジーが補助対象となります。

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

・福祉用具情報システム (TAIS) に「介護テクノロジー」として登録されている機器等は補助対象となりますので、機器選定にあたりご参考ください。

【その他機器等について】

要綱別表区分欄 1 (2) に記載されているものが対象となります。

また、「対象となる機器の例」に、過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」「岐阜県介護テクノロジー定着支援事業費補助金」で補助対象とした主な機器を掲載していますので参考にしてください。

補助対象

【対象となる機器の例】

TAIS で「介護テクノロジー」として選定された機器及び岐阜県で補助実績のある主な機器です。下記以外の機器であっても要件を満たすものであれば対象となります。

区分	機器名	メーカー名	TAIS
装着型移乗介助機器	マッスルスーツ	(株) イノフェス	○
	J-PAS fleairy	(株) ジェイテクト	○
非装着型移乗介助機器	Hug	(株) FUJI	○
	リショナーPlus	パナソニックエイジフリー (株)	
	ROBOHELPER SASUKE	マッスル (株)	○
屋外型移動支援機器	ロボットアシストウォーカーRT.2	RT.ワークス (株)	○
排泄支援機器	ラップボンブリーT暖房便座	日本セイフティー (株)	○
	Aiserv排泄検知システム	新東工業 (株)	
	リリアムスポット 2	(株)リリアム大塚	○
見守り支援機器	眠りSCAN	パラマウントベッド (株)	○
	aams介護	(株) バイオシルバー	○
	エスパシア	パラマウントベッド (株)	○
	シルエット見守りセンサ	キング通信工業 (株)	○
	Neos+Care	ノーリツプレジジョン (株)	○
コミュニケーション支援機器	コミュニケーションロボットChapit	(株) レイトロン	○
	LOVOT 2, 0	GROOVEX(株)	
	スマイビS	株式会社東郷製作所	
入浴支援機器	バスリフト	TOTO (株)	○
	リフト付きシャワーキャリー	(株)いうら	○
	Wellsリフトキャリー	積水ホームテクノ (株)	○

申請時に不明な点がありましたら、製品カタログ等を添付し、「質問票」によりお問合せください。なお補助対象に関する質問は、申請事業者のみ受け付けます。

40. 導入予定の介護テクノロジーで、部品などを定期的に交換しなければならないものがあるが、そのような消耗品は補助対象となるか。

本事業は「介護テクノロジー本体」の導入に対する補助事業であるため、消耗品は対象外です。

41. パソコンやタブレット、スマートフォン等の情報端末は補助対象に含めてよいのか。

情報端末は、「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等と併せて導入する場合に限り、1台当たり10万円を限度として補助対象とします。

なお、情報端末のみの補助はできません。(Q49 参照)

42. タブレット端末を購入する際に、付属品(タッチペン、ケース、画面保護フィルム等)は対象となるか。

本体以外の付属品は原則として対象外です。なお、本体と一体不可分のもの(それがないと本体を利用できないもの)については対象とします。

43. 防犯(監視)カメラは補助対象になるか。

一般的な防犯(監視)カメラは見守り機器の定義に該当しないため、補助対象外です。

44. ナースコールは補助対象になるか。

ナースコールは補助対象外です。

45. 体位変換器機は補助対象になるか。

単なる体位変換器機は「見守り」の定義と一致しないため、補助対象外です。

46. 一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる場合は対象となるか。

1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により一気通貫になるのであれば補助対象とします。既に導入している介護ソフトとの連携により一気通貫の要件を満たす場合は、既に導入している介護ソフトのカタログを交付申請時に添付書類として提出してください。

47. 既に一気通貫となっている介護ソフトを利用しており、さらなる一気通貫のために介護ソフトを購入する場合（各種機能追加により、業務が更に省力化される場合等）は対象となるか。

対象となります。

48. 介護ソフトの基準額について、「職員数により合計金額が変動する契約の場合」とは具体的にどのようなケースを想定しているか。

アカウント数によってライセンス料が変動する場合を想定しています。介護ソフトを使用するアカウント数によってライセンス料が変動する場合、アカウント数が増えるほど、料金が増えることが一般的なため、職員数によって基準額を設定しています。

49. 「介護ソフトの機能調査結果」はどこで確認できるか。

厚生労働省 HP 「介護テクノロジーの利用促進」の「補助金参考資料」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>

50. タブレットや Wi-Fi の整備費用などの、介護ソフト以外の経費のみの申請はできるか。

できません。タブレット端末や PC、Wi-Fi 環境整備、設置費、設置に必要な工事費（修繕費は除く）、設定費、機器説明費、保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費）については、「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等を導入される場合のみ、付帯経費として計上していただくことが可能です。

バックオフィスソフト等、その他に分類される機器（重点分野に該当しない機器）のみを導入する場合は、付帯経費を計上することはできません。

51. 「LIFE」に対応するための介護ソフトの改修のみの申請も対象となるか。

既に導入している介護ソフトが、記録、情報共有、請求業務までを一気通貫で（転記無しで）行うことができるようになっている場合は、「LIFE」への改修のみの申請も対象となります。

52. 補助基準額の職員数とは、どこまでの職員を対象とするのか。また、確認書類として何を提出すればよいのか。

常勤換算の数値をいれた「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出して下さい（ない場合は、シフト表や運営基準でも可）。

また、ICTの活用が見込まれる管理者や、生活相談員、リハビリ職員、事務員等（非常勤含む。）は常勤換算の職員数に含めて差し支えありません。

（２）「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」について

介護テクノロジー等の導入については（１）「介護テクノロジー等の導入支援」についての項目をご確認ください。

53. パッケージ型導入支援の対象はどういうものか。

パッケージ型導入支援の対象は以下の３つの組み合わせに限りします。

1. 「介護業務支援」に該当する機器、「見守り・コミュニケーション」に該当する機器を同時に導入する場合
2. 「介護業務支援」に該当する２種類以上の機器を導入する場合
3. 介護記録ソフトと介護請求ソフトを導入する場合

上記の組み合わせであっても、それぞれ単体で活用する場合と比べて、組み合わせることで効果が高まる（相乗効果が出る）場合のみ認めます。

54. 過去に導入した介護ソフトと連動する見守り機器はパッケージ型導入支援の補助対象となるか。

なりません。該当する複数の機器を必ず「同時」に導入する必要があります。本質問の場合、見守り機器は「介護テクノロジー等の導入支援」での補助は可能です。

（３）「導入支援と一体的に行う業務改善支援」について

本補助金の交付を受けるには、上記支援を受けることが必須要件となっていますが、有償の支援であるか、無償の支援であるかは問いません。また、有償の場合、支援に係る費用について補助対象とすることができます（[Q21](#) 参照）。

55. 業務改善支援に係る経費についてのみ申請してよいのか。

テクノロジーを導入する場合のみ補助対象となります。業務改善支援のみの申請はできません。

56. どのような支援が補助対象となるか。

要綱第５条及び別表に記載のとおり、介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決に

つなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に進めるようにするため、本事業により介護テクノロジーを導入する事業所は、「(ア) コンサルティング会社等による業務改善支援」又は「(イ) 介護生産性向上総合相談センターによる業務改善支援」を受けることを要件とし、この場合、1事業所あたり以下に掲げる費用について補助を行います。

(ア) コンサルティング会社等による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援を受けるための費用

(イ) 介護生産性向上総合相談センターによる業務改善支援

研修を無料で開催するため、経費の補助はありません。（[Q21](#) 参照）

57. 機器の導入にあたっての説明や研修は補助対象となるか。

使用方法や設定に係る説明・研修は、あくまで実用的な技術的支援であり、本メニューにおいて対象とする「生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に進めるようにするため」の支援とは言い難いため、対象外となります。

なお、各機器の導入に係る費用として「介護テクノロジー等の導入支援」において計上することは可能です。

58. 相談や研修を受ける際の（受講者の）交通費等は対象となるか。

対象外です。謝金、（講師の）旅費、受講料のみ対象となります。